

福祉のひろば



障害者福祉センター

絵画展

障害者福祉センターの絵画・草細工講習会を受講している皆さんの作品を展示します。

とき 3月4日(土)～7日(火)の午前9時～午後5時(4日は正午から、7日は午後4時まで)

ところ 小金井 宮地楽器ホールスペースN
問合せ 障害者福祉センター ☎042-381-8411 FAX 042-383-8488



善意の輪

◆社会福祉協議会取扱分
◎平成28年12月分(敬称略)

【一般寄附】

▽15万円(株) 小金井会計センター
▽1万円1千766円
▽1千500円 匿名2件
▽7千165円 けやき通り商店会
▽5千599円 匿名2件
▽76円 ぴのキオ幼児園40周年記念
▽1万円
【特定寄附金】

◆交通災害等遺児のために

▽5万6千339円 聖パト2
▽1万6千24円 小金井教会幼稚園
▽千930円 東部寿楽会

◆障がい者のために

▽5万円 ぎやらりー梶尾
◆バス購入のために
▽4万1千134円 山本紘義

生活支援員養成講座

権利擁護センターでは、認知症高齢者等と銀行に同行し

おむしよじ 無料入浴デー

レモン湯

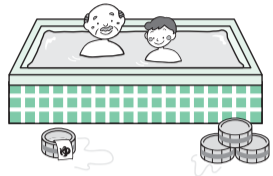
おむしよじ(おむし)のご協力により、高齢者の健康保持や児童との交流・憩いの場として、「レモン湯」を実施します。

大きなお風呂で、子どもたちと一緒に楽しくお湯をたぎってお過ごしてください。

とき 2月26日(日) 午後4時～11時

ところ ぬぐい湯(貫井北町3-4-4)

対象 市内在住の65歳以上の方と小学生以下の方



その他 ご利用の際は、当日、浴場に口頭で必ず申し出ていただきます。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843

平成29年度 講座日程

教室名		と き	と ころ	
囲碁	入門～中級	日 13:00～15:00	本町作業所	
	入門	土 12:00～13:00		
	初級～中級	土 13:00～15:00		
	初級～中級	土 15:15～17:15		
	上級～有段	日 15:15～17:15		
英会話	初級	まず始めてみませんか、英会話 聴ける・話せる! 気持ちが伝わる英会話	木 10:00～11:30 金 13:30～15:00	中町会議室
		気軽に英会話 さあ楽しもう! 英会話	火 15:30～17:00 火 10:00～11:30	本町作業所 中町会議室
	中級	英語とお友達!	水 15:00～16:30	本町作業所
		とにかく話そう、英会話	水 14:15～15:45	婦人会館
	中級	英語 de コミュニケーション	日 10:00～11:30	本町作業所
		使おう! 英会話	水 13:00～14:30	本町作業所
		英語で“世界”を広げよう!	土 10:00～11:30	本町作業所
		実践 日常英会話	水 13:30～15:00	中町会議室

※ 本町作業所＝市役所本町暫定庁舎内、中町会議室＝リサイクル事業所内

シルバー人材センター 英会話教室・囲碁教室

4月から始まる囲碁教室・英会話教室の生徒を募集します。経験豊かな講師が楽しい授業を行います。

とき・ところ等 左表のとおり

期間 1年間
講師 シルバー人材センター会員
定員 各クラス若干名(申込順)

※ 申し込みが5人に満たないクラスは、開講を見ない

たり、福祉情報を提供しながら見守りなどの支援をする方を養成する講座を開催します。なお、支援先へ行く場合は報酬が支払われます。

ところ 社会福祉協議会A会議室(本町5-36-17)
対象 市内在住・在勤の70歳以下の方で、日中に活動ができ、自転車に乗れる方
定員 10人(申込順)
申込 2月15日から、権利擁護センター ☎042-388-0121へ。

障がいに関するシンボルマーク

障がいに関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。
問合せ 自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9842

障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障がいのあるすべての方のためのマークです。

問合せ 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎03-5273-0601

聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



聴覚障がいのあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

問合せ 各警察署 (小金井警察署 ☎042-381-0110)

オストメイトマーク



オストメイト(人工肛門・人工ぼうこうを造設した方)のための設備があることを示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

問合せ 公益社団法人日本オストミー協会 ☎03-5670-7681

盲人のための国際シンボルマーク



視覚に障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

問合せ 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎03-5291-7885

耳マーク



聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚に障がいのある方に援助することを示すマークとしても使用されています。

問合せ 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎03-3225-5600 FAX 03-3354-0046

ハート・プラスマーク



内臓に障がいのある方を表しています。心臓疾患などの内部障がい・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

問合せ 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 ☎052-718-1581

身体障害者標識 (身体障害者マーク)



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

問合せ 各警察署 (小金井警察署 ☎042-381-0110)

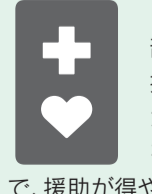
ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。

問合せ 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 ☎03-5320-4147

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。

問合せ 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 ☎03-5320-4147